

# ごみの分別促進等に係る普及啓発業務仕様書

## 1 委託業務名

---

ごみの分別促進等に係る普及啓発業務

## 2 委託業務の目的

---

近年、本市のごみの分別にかかる啓発に当たっては、市民しんぶん挟み込みや本市ホームページを通じた啓発のほか、ごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」など、様々な形で分別についての周知啓発に取り組んできたところであるが、いまだに、燃やすごみとして、プラスチック製品及びプラスチック製の「容器」、「包装」等の資源物が排出されている状況である。

また、リチウムイオン電池使用製品の急増に伴い、全国でごみ収集処理業務におけるリチウムイオン電池由来の火災事故が増加している中で、本市においても、令和8年1月14日に南部クリーンセンターにおいて、リチウムイオン電池が原因とみられる火災が発生し、ごみ収集処理業務への影響が出ている。

このような状況を受けて、市民一人一人の分別意識の向上のため、引き続き、これまでの啓発媒体の活用に基づき、呼び掛けていくことはもとより、分別からリサイクルに至るまでの知識、関心を持っていただくことを目的に、さらなる啓発を実施していく必要がある。

## 3 委託業務期間

---

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 委託業務内容

---

### (1) コンテンツの発信

本市が提供するプラスチックごみの分別、充電式電池及び小型家電の適正排出に関する2種類（各15秒）の動画コンテンツについて、シネアドを利用し広く発信を行う。

なお、コンテンツの発信については以下の点に留意すること。

- ① 学生を中心とした若者、子育て世帯を対象の重点にすること
- ② 学校等の長期休暇（夏・冬の長期休暇中に合計6作品、12週間以上）の期間に発信するなど、閲覧者の増加に向けた工夫をすること
- ③ TOHO シネマズ二条、T・ジョイ京都、MOVIX 京都、イオンシネマ京都桂川のうち、3館以上で上映すること

その他の発信方法等についても、本市担当者と協議、調整のうえ、これを実施することができる。

### (2) 映画館内でのプロモーションの提案・実施

シネアドの上映期間中、映画館内でプラスチックごみの分別、充電式電池及び小型家電の適正排出に関する啓発チラシの配付をはじめとしたプロモーションを実施することとし、シネアドでのコンテンツの発信との相乗効果が生まれるような工夫をすること。

実施に当たり、必要となる物品等がある場合には、本市所有物品（本業務において使用する場合、必要数量等について協議のうえ、本市から無償で提供する。）を優先的に使用することを原則とし、他に独自に調達する物品等があれば、使用方法、仕様及び数量を提案のうえ、調達すること。

<本市所有物品>

- ・ チラシ「プラスチック類の分別回収にご協力ください」A4 サイズ
- ・ チラシ「特に注意が必要なごみの分け方・出し方」A4 サイズ

## 5 委託業務の進行等

---

### (1) 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を夏季・冬季ごとに作成し、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に届け出て、承認を得るものとする。

### (2) 実績報告書の作成

夏季分の上映終了後に中間報告書を提出するとともに、冬季分の上映終了後には、最終報告書を京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に速やかに提出すること。

シネアド上映に関しては、上映期間中の動員数や上映回数等について報告すること。

なお、実績報告書の作成に当たっては、委託業務内容(2)「映画館内でのプロモーションの提案・実施」に対する効果実証を可能な限り実施し、その結果を報告内容に盛り込むこと。

### (3) 業務終了時検査及び委託料の支払

本委託業務の委託料は、業務終了後、京都市の検査を受け支払う。

なお、受託者は、必要な証拠書類を京都市に示し、検査を受検するものとする。京都市は、必要により証拠書類等の写しを受託者から求めることができるものとする。

### (4) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、京都市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、京都市の指示するところによるものとする。

## 6 その他

---

### (1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市に引き渡すものとする。

### (2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

### (3) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として京都市に帰属させるものとする。

(以 上)